

Title	史料の扱ひ方について
Sub Title	
Author	長澤, 規矩也(Nagasaki, Kikuya)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.3 (1932. 10) ,p.155(483)- 156(484)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19321000-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料の扱ひ方について

長澤規矩也

第十一卷第一號の餘白錄として寄せた短篇に對して、再び三上氏が相當な長文を作られ、私共にまで其拔擢を賜つた光榮を謝する。大分論點が中心を外れて來たやうであるから、私は此問題に關しては今回限り筆を擋きたいと思つてゐるが、今一度餘白を借りることの御許を讀者に得たい。

抑我々が所謂史料を扱つて或る考證をするに方つては、兎角史料が一方的に偏き易いものである。(文獻は甚しいときには黑白何れにも解釋せられることがある) 三上氏の初次の論文に對しては、畠違ひの私が何も所謂科學的に其内容を批判する資格はない。併し、私は後日の爲に、三上氏の引用せられた以外の、即ち他方の史料を補つたつもりであり、ひいて人の談話、殊に故人の説を引用することは考證學上あまり重んすべきことでないといふ、曉げ乍ら研究法の問題に觸れたつもりである。勿論私の提供した材料は虚言でもなく、一方的史料の資格のある事實と信する。川北

翁の傳記の考證、乃至先祖父が川北翁から受けた免狀の眞偽には全然觸れてゐないが、たゞ先祖父が生前免狀を受けたと三上氏にいはなかつた理由を説明敷衍したに止まる。

又先祖父が知識の深淺は別として、私の少時から和算をも試みてゐたことは、私の常に親しく見聞した事實であることをも後日に残しておきたい。前文にも記した通り、私は先祖父を和算家とは考へず、又固より和算史の研究家とは考へぬが、其言の意味は和算をば晩年になつて甫めて研究しようとしたといふのではない。

殊に他人の言語を引證することは我々の所謂考證學上慎むべきことである。家祖母の「家庭では餘り物事を話さなかつた。」の一言を以て、直に私が十分に事情を知らぬといはれるのは事實に反する。私が先祖父の編纂事業には小學上級時分から校正其他を手傳ひ、晩年の和算研究事業計畫には參與してゐたことは、先祖父の許に日常出入した人のよく知る所であり、和算研究費補助を啓明會に出願した當時、祖父から三上氏に相談したのも、實は或理由を私が祖父に提供したのに基くのである。要するに、祖母の家庭では云々の語は、即ち一家團樂のまとみに於て編纂研究上の話をしなかつた意味に採るべきである。此事は家祖母に聽

いて簡単に祖母の言の眞意を悉ることが出来る。故人の言説の眞偽を争ふの比ではない。兎角人の話は言ふ人の眞意を十分つかまねば、考證はおろか引用も出来ない。岡本翁

其方面の考證はする必要がない。編目に關する専門學者の批判が必ずしも圖書館員の方針と一致しないと云ふ一般論を明にすれば事足りる。

作製の書目について、靜嘉堂文庫に於て森鈍三氏との間に起つた話柄にしても同様である。私の一眞意は、文庫員としての立場から目錄作製について所謂學者と所謂目錄學者は見方が違ふと云つたものであり、而して一面不思議にも祖父の生前、岡本翁及び祖父から親しく私が耳にした學士院の和算書編纂に當つての三上氏の態度に關する批判と、三上氏の岡本翁の編目に關する批評とが偶然一致したので、一言述べて、暗に見方によつては反対の批評のあるといふことを三上氏に知らせようとし、併せて、圖書館側では、書物の内容ばかり讀んだり、ひねくつたり、甚しきは書物を館外に持出して、整理の方は忽にする學者は之を要求しないものであるといふことを圖書館員として御兩人に述べたに過ぎぬ。此一事などでも、先に整理に従はれた三上氏、後に編目に當られた岡本翁の並方からお互に對し、

同じやうな批評があり、この眞偽の論は、當時の學士院當局の説を参考すべきであるといふ、つまり一方的史料(?)が吟味を要する一例になると思ふ。併し私は何も問題外の

先祖父の歿後、碑の建設を企てられた各氏の外に、三上氏も種々周旋せられたことについては私は固より同氏に感謝してゐる。併し後日の學界の爲に一方的史料を別に残しておくことの必要とは、全く別問題である。三上氏の擧げられた私事に關する私の辯明は貴重な紙面を思うて省き、讀者の判断に任せることとする。學徒として泥試合はしたくない。中國醫學史云々に至つては、頭のよくない私には全然想ひ出せない。之を機會に、俗務の少くない私が御返事を忘れてゐる御依頼の件があつたら、御遠慮なく直接御催促下さらんことを希望する。畢竟、先祖父の詳傳編纂が、其中心を失つて頓挫してゐる今日、前文は本誌を藉りて一方的史料を後日に殘さん爲に作られたもので、三上氏には御氣の毒ではあるが、私の立場がそこにあることを重ねて言明して筆を擱く。